

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）に対する区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定に当たり、広く区民の意見を取り入れるため、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施したので、結果を報告するもの

1 閲覧・意見提出期間

令和6年12月9日（月）～令和7年1月7日（火）

2 閲覧資料

- (1) 葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）（概要版）
- (2) 葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）

3 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（3か所）、図書館13か所（中央館、地域館、地区館）、建築課 計24か所
また、区ホームページからも閲覧できるようにした。

4 提出された意見

意見提出者3人、意見数3件

5 提出されたご意見の内訳

第2章 促進計画に定める事項について 3件

6 提出された意見と区の考え方

別添のとおり

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）の区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】 ◎：計画（案）に意見を反映する ○：計画（素案）に入っている △：計画・事業の推進に当たって参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	2-2 再エネ利用設備の種類	建築物再生エネルギー利用促進に賛同し、促進されるように望みます。利用促進では、周辺環境にも配慮した太陽光発電システムの設置が重要と考えます。また、新たに、ペロブスカイト太陽電池が今後、普及していく予想なので、今後は、従来の太陽電池パネルに準じて、環境に配慮した設置も利用促進計画に盛り込んでほしいと考えます。	○	葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画で対象としている「太陽光発電設備」は、将来的に普及が見込まれる設備も含めて考えております。
2	2-3 建築士から建築主への説明義務制度	以下の項目を追加していただきたい。 ・ソーラーパネルは火災に弱いこと。消火が困難であり、感電の危険があること。 ・自然災害などで破損した場合、環境汚染の原因になること。破損した部品を回収する際、環境に悪影響を与えずに回収する方法が確立されていないこと。 ・中国製の場合はウイグルジェノサイドに加担することになること。	□	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律では、建築士から建築主へ説明することとされている主な項目は、建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模になります。このほか、再生可能エネルギー利用設備導入の意義やメリット、設置に要する費用等の情報提供により再生可能エネルギー利用設備の設置促進を図ることを目的としております。以上のことから、ご意見ご要望として承ります。
3	2-4 促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項	太陽光発電を推進する立場から高さ制限の内、北側斜線（高度地区）の見直し、緩和をすべきです。北側斜線部は発電パネルを設置するメリットが無いうえ、有効活用ができないからです。高さ制限や容積率は緩和しつつ、建蔽率や最低敷地面積、壁面後退の強化が必要です。再生可能エネルギー利用を妨げる土地利用や建築行為を寧ろ、規制すべきだと思います。	△	葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画に定められた特例適用要件による特例許可に当たっては、区内の建築物を網羅的に捉えた上で、各制限の目的に応じた観点で、市街地環境への影響が軽減されていることを踏まえて個々に対応することを考えております。再エネ利用設備の設置に係る必要最小限の工事であることを条件として本計画による再エネ利用設備の設置促進を図っていくため、ご記載の緩和及び規制については、今後計画推進に当たっての参考としてご意見を承ります。